

# いじめ防止基本方針



平成26年4月1日策定  
平成27年4月1日改訂  
平成28年4月1日改訂  
平成29年4月1日改訂  
平成30年4月1日改訂  
平成31年4月1日改訂  
令和 2 年4月1日改訂  
令和 3 年4月1日改訂

和光市立北原小学校

# 和光市立北原小学校いじめ防止基本方針

## 和光市立北原小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定  
平成27年4月1日改訂  
平成28年4月1日改訂  
平成29年4月1日改訂  
平成30年4月1日改訂  
平成31年4月1日改訂  
令和2年4月1日改訂  
令和3年4月1日改訂

### 1 北原小学校いじめ防止基本方針の策定

#### (1) いじめの定義

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 9月28日施行）により、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、基準を「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」により「対象生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめが起こった場所は、学校の内外を問わない。」として明確にしている。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。更に、平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、埼玉県においても国の改定を踏まえて「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」が示された。この国及び埼玉県の基本方針を踏まえて改定された「和光市いじめ防止基本方針」を受け、児童生徒の尊厳を保持することを第一義として、家庭、学校、地域住民その他関係機関と連携し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処などを総合的かつ効果的に推進するために「和光市立北原小学校いじめ防止基本方針」を改定する。

なお、インターネットを介するいじめに対しては、警察など関係機関と連携して実態把握に努めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対応ができるよう、ネットモラル教室の開催や関係機関と連携して資料等を配布するなど必要な啓発活動を実施する。また、令和3年度より児童生徒に一人一台のタブレット端末が貸与されることに伴い作成された活用ルール等に情報モラルや情報リテラシーに関する項目を盛り込み、発達段階に応じた情報モラル教育を実施する。

#### (2) いじめに対する本校の基本認識

いじめは、起きては消え、消えては起きる状況が場所や年齢を問わず、なくならない状況にある。深刻にならない前に多くの人の努力で解決した例も多い、不幸にも痛ましい結果になってしま

ったことも決して少なくない。誰も気づかないで、本人だけが息を潜めてじっと我慢して通り過ぎた場合も思ったより多いのではないか、と考えられる。いずれにしても、我々は、子どもの命と人格を守り、人権を保護するという大きな支柱を立て、「子どもの笑顔を守る」ことに直結する行動をとらなくてはならない。いじめ防止の指導は子どもたちに、「いじめは絶対に許されないもの」だと、外側から呼びかけるだけではいけない。呼びかけ合い、応え合える関係を再構築することが重要と捉える。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、すべての教職員と児童、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、計画的、継続的に行う拠り所として策定する。

前述（1）の定義とともに、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・学級を問わず起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係でいられる児童はない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができることを目指して、いじめ防止のための基本姿勢並びに取組を明示する。

以下に、本校のいじめに対する考え方と『北原小学校いじめ防止基本方針』の策定に係るその目的について示し、具体的な方策と、いじめ根絶に向けた本校の意志を明確にして、徹底して取り組む姿勢を表すものである。

#### 具体的ないじめの様態

・嫌なことをいわれる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	・金品をたかられる。 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷。
--	---

## 2 いじめの防止等に向けた方針について

### （1）いじめの防止のための基本理念

- ① 「いじめは、決してゆるされない」ことを深く理解し、「いじめをしない、させない、放っておかないと」学校をつくる。
- ② すべての児童が安全に安心して豊かに生活できる学校をつくる。

### （2）学校及び学校の教職員の責務

- ① 児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- ② いじめが確認された場合、いじめを受けた児童の安全確保と保護者への支援を行う。併せて、いじめた児童に対する適切な指導と保護者への助言を行う。
- ③ いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。

### （3）児童の責務

- ① いじめを行ってはならない。
- ② いじめを認識しながら放置してはならない。

## いじめを受けた時、発見した時、友達からいじめの相談を受けた時は、先生や保護者に必ず伝える。

- ③ いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

### 3 いじめの未然防止のための取組

- ・学校は児童生徒にとって、「居がい、学びがい、やりがいのある場」でなければならない。そのためには一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気を醸成できるよう学校全体で取り組む必要がある。また、教師一人一人が授業力を高め「分かりやすい授業」を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を育てるとともに、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるよう努める。道徳科においては、発達段階に即して「命の大切さ」について系統的な指導ができるようにする。また、生徒に「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない。」という認識を持たせることが重要であり、教育活動全体を通して指導する。さらに、いじめについて「見て見ぬふりをすること。知らん顔をすること。」などの傍観的な対応は、いじめに加担していることと同じであることをしっかりと捉えさせる。
- ・インターネットによるいじめをさせないための教育として、情報モラル教育の充実を図る。

#### (1) 未然防止のための具体的な取組

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。

- |  |  |
|--|--|
| ①「なかよしカード」いじめ撲滅宣言への全校児童の署名と携帯。<br>② いじめ根絶に向けた「標語」の作成。<br>③ 生徒指導部、生徒指導委員会の充実強化。<br>④ いじめをしない、いじめをさせない教育として道徳科を要とした道徳教育の充実。<br>⑤ 尊重し合う意識を高める人権教育の推進。 | ⑥ 学ぶ喜びを味わう学習指導の実践。<br>⑦ 人間関係作りを重視した体験活動の充実。<br>⑧ ネットいじめ防止のための講演会の開催。<br>⑨ 非行防止教室の実施。<br>⑩ さいたま地方検察庁、埼玉弁護士会による法教室の実施。 |
|--|--|

#### (2) 早期発見のための具体的な取組

- |  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| ① 定期的なアンケート調査（各学期1回）<br>② 教育相談週間の実施。<br>③ 相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携。 | ④ 保護者、地域との連携、協力<br>⑤ 保護者、児童への談窓口の周知 |
|--|-------------------------------------|

### 4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

～いじめを認知した場合の対応～

教職員は、北原小学校いじめ防止基本方針による指導・助言を行う。個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織として一貫した対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する

#### (1) いじめの認知に関する考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの認知」によるものとする。

るいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

- ③ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。
- ④ 初期段階のいじめを積極的に認知し、組織的に対応する。

(2) 対応の流れ

- ・ いじめを受けた児童といじめを知らせてくれた児童の安全確保
- ・ 事実確認及び事情聴取

(原則として、いじめられた児童→周囲にいた児童→いじめた児童の順とする。)

(3) 校内対策会議の緊急会議（方針の明確化）

本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、速やかに校内いじめ対策会議に情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

- ・ 適切な指導
- ・ 保護者への連絡と協力要請
- ・ 関係機関、専門機関との連携
- ・ 北原小学校いじめ防止委員会の招集
- ・ 教育委員会への報告

(4) いじめ問題に対する指導

- ① いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応。
- ② いじめた児童に対する毅然とした対応での指導。
- ③ 全児童への指導。
- ④ 保護者への対応  
(速やかに、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する)
- ⑤ いじめた児童に対しては、教育上必要と認められるときは、特別の指導計画による教育指導を行う場合もある。
- ⑥ 該当の保護者・家庭との連携。

「いじめ」という言葉を使わず指導する場合

- 好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けた場合。
- すぐに加害者が謝罪し 教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合。  
＊ 法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ防止対策委員会へ報告する。

(5) いじめ解消の定義

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要な場合もある。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかの判断は、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じないと認められること。

## 5 いじめ問題に取組む校内組織

～組織的な取組～

北原小学校いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）この組織は、いじめの未然防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加する。

### （1）北原小学校いじめ防止委員会

構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年生徒指導担当 養護教諭

学校運営協議委員 保護司 民生委員 主任児童員

（学期 1回定例会議及び緊急時開催）

- ① 学校基本方針に基づく、取組や年間計画の検証及び評価
- ② 生徒指導事案の情報共有
- ③ いじめ事案の緊急会議と組織的対応
- ④ 調査と指導支援計画の立案、実施
- ⑤ 地域・関係機関等との連携を図る

### （2）校内いじめ防止対策会議

構成員 校長 教頭 生徒指導主任 各学年生徒指導担当 養護教諭 相談員

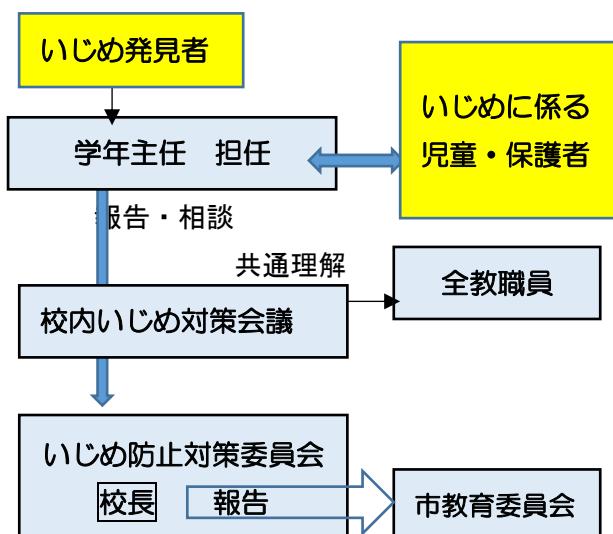
（月 1回定例会議及び緊急時開催）

- ① 学校基本方針に基づく、取組や年間計画の具体的な作成・実行・検証
- ② いじめの相談・通報の窓口、アンケートの作成、結果の分析
- ③ 児童の情報の日常的集約と全教職員との情報共有
- ④ いじめ事案の緊急会議と組織的対応及び調査と指導支援計画の立案、実施

### （3）地域・関係機関等との連携

- ① 学校運営協議会（情報共有、意見交換、対応の評価、対応の支援等）
- ② 民生委員・主任児童委員（情報共有、支援）
- ③ 幼保小の連携強化（未然防止の為の取組）

### （4）いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議



- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめであるかどうかの判断
- ・ いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制
- ・ 対応方針の決定と保護者との連携
- ・ 速やかな対応策の検討、実行
- ・ 被害児童及び保護者の支援
- ・ 加害児童及び保護者への指導と助言
- ・ 傍観者は、いじめ行為への加担であることにつきづかせる指導

## (5) 重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第28条）

### ① 重大事態の意味

- |  |                   |
|--|-------------------|
| ① 生命・心身又は財産に重大な被害                      |                   |
| ○ 児童が自殺を企図した場合。                        | ○ 身体に重大な傷害を負った場合  |
| ○ 金品等に重大な損害を被った場合                      | ○ 精神性の疾患を発症した場合 等 |
| ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた。（年間30日を目安とする） |                   |
| ③ 児童、保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった。     |                   |

### ② 学校の対処

- |  |
|--|
| ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。               |
| ② 教育委員会と協議の上、校内に調査組織を設置する。                 |
| ③ 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。            |
| ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係を適切に提供する。 |
| ⑤ 調査結果を教育委員会に報告する。                         |
| ⑥ 調査結果を踏まえた、必要な措置を講じる。                     |

## 6 生徒指導の機能を重視した日々の教育実践

### (1) いじめの未然防止に向けた学級経営

互いに助け合い、一人ひとりが活躍できる学級にする。	・子どもを認め励まし、温かい雰囲気づくりに努める。「完食カード」「すてきカード」など、自分達の頑張りが目に見えるような取り組みを行う。発表に対するうなづきや共感の反応を指導し、相手を認める姿勢を育てる。
児童が協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的态度を育成する。	一人はみんなのために、みんなは一人のためにモットーに、クラスの一員であることの自覚を当番や係り活動などで味わわせる。互いに助け合うことが、楽しい学級になることを理解させる。
相手の良さを認め協力できる学級集団を育成する。	・全教育活動を通して、相手の良さを認め互いに協力することのできる良好な人間関係づくりを行う。
児童一人ひとりの良さを見つける学級をつくる。	係活動では、全員が役割を持ち、自主的に活動している姿を見届ける。意欲を高める言葉かけを心掛ける。
集団生活を通して児童一人ひとりの良さを伸ばし認め合える学年・学級づくりをする。	・日々の集団生活を通して、朝の会や帰りの会等で友だちにされてよかつたところや嬉しかったところを発表する場を設ける。お互いの良いところを認め合い、称賛できる暖かい学級づくりをする。
子どもたち一人一人がお互いの存在を認め合うとともに、自分自身を大切にする学級づくりを行う。	・授業中に意見交換の場やグループ活動を多く取り入れ、子ども同士の交流の時間を大切にし、授業を通して良好な人間関係を作る。帰りの会での「いいとこさがし」や「ありがとうの木」を活用し、自分の頑張りを周りが認めてくれる嬉しさ実感させると共に、友だちの頑張りを称賛できる人間関係作りに努める。

協力して活動できる学級集団づくりを行う。児童一人ひとりに自己肯定感、自己有用感を与え、居場所のある学級づくりを行う。	・当番活動や係活動等で一人一役の活動ができる場を設定する。また、帰りの会のハッピータイムで友達の良かったところを称賛し合う時間を取り入れ等、児童同士が認め合う場面を増やす。
児童一人一人に、豊かな心を育て、自他のよさを認められる学級を作る。	・道徳や学級活動を活用して、自分や他人のよいところに気づき、そのことを発表する機会をつくる。学級便りを活用して、家庭との連携を密にし、児童の理解を深め、その良さを便り等でタイムリーに伝えることで家庭との連携を密にし、共育を推進していく。(週に1回)児童一人一人に声かけ・称賛する。(1日1回)
一人ひとりの個性を尊重し、互いに認め合うことのできる学級経営を行うとともに、豊かな心を育む。	・劇化や情報機器の活用をするなど、道徳の授業を工夫し、相手の気持ちや立場に立った行動や発言の仕方を考えさせ、思いやりの心を育む。係活動を充実させ、学期に1回は発表会を行い、一人ひとりの良さを積極的に認め、自己有用感を高めていく。
児童一人一人が認められ、よさが發揮できる学級にする。	・児童が学級において自動的に活動できるよう、「いつ・誰が・何を」をキーワードに誰もが見通しをもって活動できる環境づくりに努める。毎週「振り返りカード」を配布し、生活目標及び学級目標等について児童が振り返る機会を設ける。

## (2) 「わかる授業」の実践

学業不振は、主体的に学校生活を送ろうとする意欲を失う。これは、問題行動を生み出す大きな要因と捉えなければならない。いじめの加害背景には、学習や人間関係のストレス、授業についていけない焦りや劣等感があります。本校では、一人一人を大切にし、「わかる授業」づくりを進めていきます。

- 自己決定の場がある授業。
- 児童に自己存在感を与える場面のある授業。
- 共感的な人間関係の育成を目指した授業。
- 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する授業。
- 朝、帰りの会で認め合う場の設定。
- 教職員による相互の授業参観の実施。

## (3) いじめ防止等対策のための年間計画

いじめ防止等対策の為の年間計画 (4月当初)

月	学校の取組	関係機関との連携	外部講師
4月	○家庭・地域確認 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○心の教育推進運動 (あいさつ運動)	
5月	○いじめ・学校生活に関するアンケート① ○保護者対象個人面談 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○定例民生委員・児童委員懇談会	

6 月	○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○第1回学校いじめ防止委員会 ○第2回学校運営協議会	○3・5年非行防止教室(朝霞警察署)
7 月	○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修 ○前期児童・保護者学校生活アンケート		○1・2・4年 非行防止教室
8 月	○児童理解研修	○第2回学校いじめ防止委員会 ○第3回学校運営協議会	
9 月	○いじめ・学校生活に関するアンケート② ○児童個人面談 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○心の教育推進運動 (あいさつ運動)	
10 月	○学校公開及び音楽会 ○保護者対象個人面談 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修 ○「なかよし」カード	○第3回学校いじめ防止委員会 ○第4回学校運営協議会 ○定例民生員・児童委員懇談会	○6年出前教室 (埼玉県弁護士会)
11 月	○いじめ撲滅強化月間 ○いじめ防止のための標語 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修		○5年ネット トラブル防止教室 (県警サイバー犯罪 対策課)
12 月	○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修 ○後期児童・保護者学校生活アンケート	○第4回学校いじめ防止委員会 ○第5回学校運営協議会	
1 月	○いじめ・学校生活に関するアンケート③ ○保護者個人面談 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○心の教育推進運動 (あいさつ運動)	
2 月	○児童個人面談 ○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修		
3 月	○定例校内いじめ対策会議 ○生徒指導委員会 ○児童理解研修	○第5回学校いじめ防止委員会	

